

筑西広域市町村圏事務組合職員の特定号給等を受ける職員  
の給料の切替え等に関する規則

平成3年2月19日規則第3号

(特定の号給職員の期間の通算)

**第1条** 筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成3年組合条例第1号。以下「平成3年改正条例」という。)附則第3項に規定する職員のうち、管理者の定める職員に対する平成2年4月1日(以下「切替日」という。)以後における最初の昇給規定(筑西広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例(昭和48年組合条例第3号)第6条第5項又は第7項ただし書の規定をいう。以下同じ。)の適用については、管理者の定める期間をその者の切替日における号給を受ける期間に通算する。

(特定の号給職員の切替え及び期間の調整)

**第2条** 切替日の前日における号給(以下「旧号給」という。)が管理者の定める号給である職員の切替日における号給は、旧号給の1号給上位の号給とし、これらの職員のうち、管理者の定める職員に対する切替日以後における最初の昇給規定の適用については、管理者の定める期間をその者の切替日における号給を受ける期間に通算する。

2 旧号給が管理者の定める号給である職員のうち、切替日において当該号給を受けていた期間が管理者の定める期間である職員の切替日における号給は、旧号給の1号給上位の号給とし、これらの職員のうち、管理者の定める職員に対する切替日以後における最初の昇給規定の適用については、管理者の定める期間をその者の切替日における号給を受ける期間に通算する。

3 旧号給が管理者の定める号給である職員(前項の規定により切替日における号給を決定された職員を除く。)で切替日において当該号給を受けていた期間が管理者の定める期間である職員に対する切替日以後における最初の昇給規定の適用については、管理者の定める期間を切替日においてその者が当該号給を受けていた期間とする。

(雑則)

**第3条** この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。